

## 学生緊急経済支援制度の申請等に関するよくある質問

Q1.申請事由 「申請できる災害等の罹災」とは？	A1.地震、台風、水害等の災害により自家または自家の店舗が全壊・全焼・全部浸水・半壊・半焼・一部損壊等になった場合に、自治体の発行する罹災証明書の被害内容に応じて給付対象となります。
Q2.家計支持者とは？	A2.家計を主として支えている人（両親が働いている場合、例えば、父が家計支持者の家庭で、死亡された方が従たる家計支持者の母であった場合は、本制度の対象となりません）
Q3.申請事由 「高度な身体の機能障害」とは？	A3.病気やけがによる高度な身体の機能障害または高額の治療費がかかるような病気になり、従来の家計収入が全く絶たれた場合または半減以下となった場合。
Q4.申請事由 「倒産・失職等」とは？	A4.雇用保険受給者証の離職理由コード（P.2 別表参照）が、非自発的失業（会社都合による）になる場合を指します（会社が作成した解雇通知もしくは退職証明書等の提出が必要となります。 定年退職や早期退職等自己都合による場合は対象となりません。
Q5.申請事由 で、自営業の売り上げが前年から減少している場合は対象になるか？	A5.家計支持者の急変事由が自己都合による原因でなく、前年から半減以下とならない場合は対象となりません。
Q6.留学生は申請できるか？	A6.申請可能です。
Q7.入学前に事由が発生した場合は？	A7.対象外です。在学中の事由発生のみ対象です。
Q8.申請は1回のみですか？	A8.原則1回限りです。
Q9.申請に必要なものは？	A9.TKU ポータルでご連絡します。 事前に準備できるものとしては、住民票（家族構成のわかる世帯全員分）、申請事由の証明書類、家計支持者を含めた父母の収入の証明書類（急変前と急変後）です。

(別表) 雇用保険受給者証記載の離職理由コード

「非自発的失業」とは、雇用保険被保険者離職票（又は雇用保険受給資格者証）において、下記の離職理由コード【1A(11)、1B(12)、2A(21)、2B(22)、2C(23)、3A(31)、3B(32)、3C(33)、3D(34)】に該当する場合を指し、これに該当しないときは、授業料等減免及び給付奨学金の緊急支援の対象とはなりません。

1A(11) 解雇（3年以上更新された非正規社員で雇止め通知なしを含む）
1B(12) 天災等の理由により事業の継続が不可能になったことによる解雇
2A(21) 雇い止めによる解雇（期間の定めのある雇用契約(1年未満)を3年以上繰り返し、事業主側の事情によって契約満了、又は雇い止めとなったために離職したとき）
2B(22) 倒産・退職勧奨・法令違反等の正当な理由のある自己都合退職
2C(23) 期間の定めのある労働契約の期間が終了し、かつ、次の労働契約の更新がないことにより離職した者（その者が更新を希望したにもかかわらず、更新できなかった場合）
3A(31) 事業主からの働きかけによる正当な理由のある自己都合退職
3B(32) 事業所移転等に伴う正当な理由のある自己都合退職
3C(33) 正当な理由のある自己都合退職（被保険者期間12か月以上）
3D(34) 正当な理由のある自己都合退職（被保険者期間12か月未満）